

市中流通拠点における貨幣の受払等の委託先に関する要件

公表 2017年7月3日
改正 2018年6月7日

日本銀行から「市中流通拠点における貨幣の受払要綱」（以下「受払要綱」という。）5. に掲げる事務の委託を受ける者は、以下の要件の全てを継続して満たすべきものとする。

本要件における用語の定義は、受払要綱および「市中流通拠点における貨幣の受払等の委託契約手続」（以下「委託契約手続」という。）のほか、次の各号に定めるところによる。

イ. センター 委託先が運営し、委託業務を行う貨幣センターをいう（受払要綱における「市中流通拠点」と同義）。

ロ. 主管店 センターに委託業務を委託する実施店をいう。

なお、委託契約手続5. に基づく審査においては、本要件における「委託先」を「応募者」、「センター」を「応募者が委託業務の実施を希望する場所として指定した貨幣センター」、「委託業務」を「委託業務と同種の業務」とそれぞれ読み替えるものとする。

（1）貨幣流通の円滑化に資するための要件

- ① センターが、金融機関間の貨幣の自主融通の場であること。
- ② センターが、貨幣流通の円滑化を図る趣旨から適切と考えられる数の主管店当座預金取引先金融機関から、貨幣の保管等にかかる事務の委託を受けており、かつ当該貨幣につき当該金融機関が日本銀行との間で受払を行っていること。当該受払は、主管店営業所とセンターで行われるものをいずれも含み、主管店営業所で行われるものについては、センターとの間で

直接搬送されるものに限る。

- ③ ②に規定する貨幣（損貨を除く。）の受払が、直近1年間において、別に定める主管店ごとの基準袋数以上であること。
- ④ センターにおける受払双方の金融機関の参加の促進に努めること。
- ⑤ 貨幣の正損・真偽判別、流通状況に関する情報を日本銀行に提供すること。

（2）業務内容にかかる要件

- ① 定款上、委託業務を行い得ること。
- ② 警備業法（昭和47年法律第117号）上の認定を受けていること。
- ③ 委託業務に関する法令の遵守状況等に照らし、委託先の業務遂行に関して特段の懸念事項がないと認められること。

（3）経営内容にかかる要件

- ① 直近の決算（年度決算または中間決算をいう。）期末における純資産額が正であること。
- ② 直近の三決算期（年度決算における下半期の値または中間決算を一決算期とみなす。）における営業損益がいずれも正であること。
- ③ 信用格付業者等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第36項に規定する信用格付業者および金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）第116条の3第2項に規定する特定関係法人をいう。）からA格以上の格付を取得していること。
- ④ ②または③を満たしていない場合には、満たしているのと同等の財務健全性を確保していること。

(4) 事務処理体制にかかる要件

① 職員にかかる要件

- イ. センターにおいて、貨幣の取扱いについて十分な知識・経験を有する職員が委託業務に従事すること。
- ロ. センターにおいて、防犯・防災に関する十分な知識・経験を有する職員を確保していること。

② 施設にかかる要件

- イ. センターが、貨幣を取扱ううえで支障がないこと。
- ロ. センターが、十分な防犯・防災対策をとっていること。

③ 体制にかかる要件

- イ. センターが、現金の厳正な取扱いを定めた内部ルールを整備している等、貨幣の取扱いに関する適切な体制を整備していること。
- ロ. センターが、防犯・防災に関する適切な体制を整備していること。
- ハ. センターが、イ. およびロ. 以外に、委託業務を適切に実施するために必要な体制を整備していること。

(5) 委託業務の適正な遂行を確保するための要件

- ① 日本銀行が必要と認めた場合に、センターへの立入検査に応じること。
- ② 委託先の過失や盗難により日本銀行の貨幣が滅失した場合に備えた保険に加入していること（委託先の過失や盗難により滅失した貨幣に相当する金額がすべて補償されるものとする。）。

(6) その他の要件

- ① 成年被後見人または破産者で復権を得ない者に該当しないこと。被保佐

人、被補助人、未成年者にあつては契約締結のための必要な同意を得ていること。

② 次のイ. からハ. に該当しないこと。

イ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者。

ロ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

ハ. イ. またはロ. に準じて契約の履行能力がないと認められる者。

③ 自己、自社またはその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に定める暴力団、同条に定める暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当しないことおよび次のイ. からホ. のいずれにも該当しないこと。

イ. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ロ. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ハ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。

ニ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ホ. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的

に非難されるべき関係を有すること。

- ④ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に定めるところの破壊的団体
またはその構成員でないこと。